

梨剪定枝チップの放射性物質の検査結果

【第2報】

市では、果樹剪定枝等リサイクル事業の一環として、剪定した梨の枝の一部について、破砕機によるチップ化を行っていますが、このチップについて、平成24年3月9日に放射性物質検査を実施しました。

○検出量

単位: Bq/kg					
栽培地	採取日	品目	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
鎌ヶ谷市	3月9日	剪定直後 梨剪定枝チップ	検出せず (33.2 未満)	検出せず (41.5 未満)	検出せず (33.2 未満)

注1) ()内は、定量下限値です。

2) 定量下限値: その分析法で測定結果に一定の再現性(繰り返し同じ結果となること。)を持たせることのできる最低の濃度。なお、測定機器ソフトの一部仕様変更により、定量下限値は測定時の試料の密度により変動します。

3) 「検出せず」とは、放射性物質が存在しない、又は、定量下限値未満であることを示します。

○測定機器

- ・ 3 インチNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

○測定方法

- ・ 試料採取については、5地点採取方法に準じて行っています。測定については、空調を完備した恒温室に測定器を設置し、10時間のバックグラウンド測定を行い、1検体につき、350mlの試料を1,800秒かけて測定を行っています。

○検査方法

- ・ 「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び放射能測定シリーズ 6「NaI (TI)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法(文部科学省)」、「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づく検査における留意事項(厚生労働省)、放射能測定法シリーズ 24「緊急時 におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」(文部科学省)を準用しています。

○関連情報リンク

- ・ [千葉県\(県産農産物の放射能モニタリング検査結果\)](#)
- ・ [農林水産省\(農林漁業者の方々へ\)](#)

【お問い合わせ】鎌ヶ谷市役所(代表)047-445-1141

[農業振興課\(内線\)243・259](#)